

令和2年度三重県公営企業会計（流域下水道事業）決算審査意見書

令和2年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和3年10月

三重県監査委員

令和 2 年度三重県公営企業会計（流域下水道事業）

決算審査意見書 概要説明

令和 2 年度の流域下水道事業会計の決算審査につきましては、去る 9 月 28 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要（意見書 1 頁）

審査の対象は、三重県が経営する令和 2 年度三重県流域下水道事業会計です。

決算の審査は、知事から審査に付された決算書並添付書類の内容について、

- ① 決算の計数は正確であるか
- ② 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ③ 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- ④ 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、各会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

第 2 審査の結果及び意見（意見書 2 頁）

1 審査の結果（意見書 2 頁）

「審査の結果」につきましては、三重県が経営している流域下水道事業の決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令に則り、三重県流域下水道事業会計規則に基づいて作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に処理されておりましたので、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

2 審査の意見（意見書 2頁）

(1) 経営基盤の強化について（意見書 2頁）

公営企業会計への移行初年度となった令和2年度は、2年度から11年度までを計画期間とする「三重県流域下水道事業経営戦略」上の純利益の試算1億8,500万円に対し、約3億4,378万円の純利益を計上しています。

今後も、将来にわたり事業を安定的に継続するため、令和2年3月に策定した中長期的な経営の基本計画である経営戦略に基づき、更なる経営の効率化に取り組み、経営基盤の強化に努められたい、と意見しています。

(2) 計画的かつ効率的な施設整備等について（意見書 2頁）

流域下水道は、平成30年度に供用を開始した志登茂川処理区を除き、事業開始から一定期間が経過してきたことによる劣化が見られ、今後、施設・設備の更新・修繕費用の増大が予想されています。

このため、令和2年3月に策定した「三重県下水道ストックマネジメント計画」の着実な実施により、事業費の平準化、施設の長寿命化を進め、計画的かつ効率的な施設整備に努められたい、と意見しています。

また、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震を始めとした大規模地震に備えるため、「三重県流域下水道総合地震対策計画（第4次）」に基づき、耐震性能が不足している施設の耐震化対策、浸水が予測される施設の耐津波対策など、計画に定める対策を早期かつ着実に実施されたい、と意見しています。

さらに、豪雨等による水害時においても、下水道施設被害による影響を最小限にするため、施設浸水対策に取り組まれたい、と意見しています。

令和 2 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和 2 年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る 9 月 28 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、流域下水道事業関係の概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要

審査の対象は、知事から審査に付された令和 2 年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。

- ① 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- ② 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- ③ 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- ④ 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点をおき、決算書並添付書類及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

第 2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を慎重に審査した結果、流域下水道事業について、適正に作成されており、資金不足は発生していないものと認められることを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和 2 年度三重県公営企業会計（流域下水道事業）決算審査意見書及び令和 2 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。